

工事記録写真管理基準

本市の工事記録写真管理基準は、次に示す、国及び新潟県の所管する部局並びに団体等の基準を準用するものとする。

- 1 土木工事の写真記録管理基準は、「新潟県土木工事標準仕様書」、「新潟県農業土木工事標準仕様書」及び「新潟県林業土木工事標準仕様書」に掲げる「写真管理基準（案）」によるものとする。
- 2 建築工事の写真記録管理基準は、国土交通省が定める「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。
- 3 下水道工事の写真記録管理基準は、上記記載の1及び2のほか、公益社団法人日本下水道協会及び一般財団法人下水道事業支援センターが工事種別ごとに発行している工事必携によるものとする。
- 4 水道工事の写真記録管理基準は、上記記載の1及び2のほか、公益社団法人日本水道協会が工事種別ごとに発行している「水道工事標準仕様書」によるものとする。